

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業を令和8年度より開始したいと申請がありました。
申請の内容は以下のとおりです。

1. 花園こども園

事業者：社会福祉法人花園福祉会（代表者 理事長 河村一正）
事業所の名称：花園こども園
事業所の所在地：土岐市土岐津町土岐口974-1
区分：一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）
事業開始予定時期：令和8年4月1日
提供日：平日（月～金曜日）
提供時間：9：00～16：00
利用料：300円
定員：5人（0歳1人、1歳2人、2歳2人）
保育室等の面積：14.0㎡（基準12.21㎡）
職員数：2名（うち専従者2名、うち保育士2名）

2. 花園あおぞら保育園

事業者：社会福祉法人花園福祉会（代表者 理事長 河村一正）
事業所の名称：花園あおぞら保育園
事業所の所在地：土岐市土岐津町土岐口1924-1
区分：一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）
事業開始予定時期：令和8年4月1日
提供日：平日（月～金曜日）
提供時間：8：00～16：00
利用料：300円
定員：6人（0歳2人、1歳2人、2歳2人）
保育室等の面積：20.0㎡（基準13.86㎡）
職員数：3名（うち専従者3名、うち保育士3名）

3. 花園保育園おひさま

事業者：社会福祉法人花園福祉会（代表者 理事長 河村一正）
事業所の名称：花園保育園おひさま
事業所の所在地：土岐市土岐津町土岐口914-3-2
区分：一般型乳児等通園支援事業（専用室独立型）
事業開始予定時期：令和8年4月1日
提供日：平日（月～金曜日）
提供時間：8：30～16：00
利用料：300円
定員：4人（0歳2人、1歳1人、2歳1人）
保育室等の面積：12.25㎡（基準8.58㎡）
職員数：1名（うち専従者1名、うち保育士1名）

4. 花園保育園きらり

事業者：社会福祉法人花園福祉会

代表者 理事長 河村一正

事業所の名称：花園保育園きらり

事業所の所在地：土岐市泉郷町4丁目23-1

区分：一般型乳児等通園支援事業（在園児合同型）

事業開始予定時期：令和8年4月1日

提供日：平日（月～金曜日）

提供時間：8：30～16：00

利用料：300円

定員：3人（0歳1人、1歳1人、2歳1人）

保育室等の面積：7.5㎡（基準6.93㎡）

職員数：1名（うち専従者1名、うち保育士1名）

5. さくらいろ保育園

事業者：浜田 真理子

事業所の名称：さくらいろ保育園

事業所の所在地：土岐市下石町304-198

区分：余裕活用型乳児等通園支援事業

事業開始予定時期：令和8年4月1日

提供日：平日（月～金曜日）

提供時間：9：00～15：30

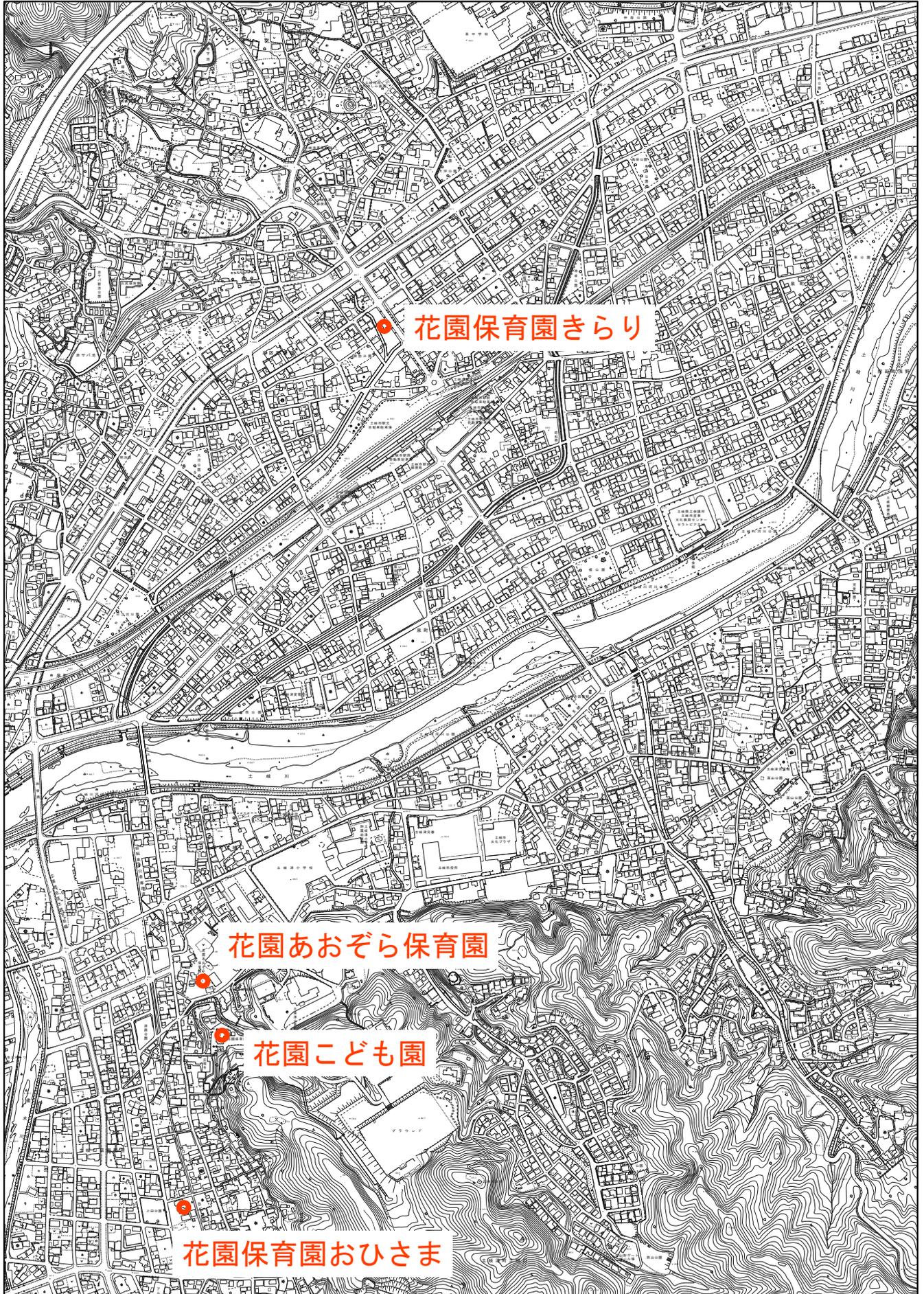
利用料：300円

定員（参考）：19人（0歳5人、1・2歳14人）

保育室等の面積（参考）：66.25㎡（44.22㎡）

職員数（参考）：8名（うち保育士8名）

事業所位置図①



● 花園保育園きらり

● 花園あおぞら保育園

● 花園こども園

● 花園保育園おひさま

事業所位置図②



さくらいろ保育園

内部資料につき外部提供不可。参考図としてご利用ください。

1/7,500



土岐市都市計画課
出力：令和8年2月4日
user

こども[★]も[★]誰[★]でも[★] 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について | こども家庭庁](#)

利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

